

京都府医師会・連携メーリングリスト利用規約

平成 20 年 7 月 24 日 京都府医師会理事会制定

〔名称ならびに運営方針〕

第 1 条

京都府医師会・連携メーリングリスト（以下、連携ML）は府医会員と京都府内の医療機関（診療所・病院）が情報交換と情報を共有することにより、両者の円滑な交流を目的として運営する。

〔運営者〕

第 2 条

連携MLの運営は京都府医師会情報・企画・委員会ならびに地域ケア委員会がこれを担当する。

〔利用資格ならびに手続き〕

第 3 条

希望する京都府医師会会員すべてが連携MLを利用する資格を有する。府医A会員が関わるすべての病院は団体として登録することができる。なお連携ML登録病院に所属する非府医会員である勤務医も連携MLに参加することができる。地区医師会ならびに京都府医師会は団体として登録することができる。

第 4 条

利用希望者は京都府医師会事務局に会員のメールアドレスを書面にて届けるものとする。利用を停止する場合は同じく京都府医師会事務局に書面にて届けるものとする。なお京都府医師会ホームページ・会員のページからの利用受付・停止手続きも可能とする。

〔投稿内容ならびに禁止事項〕

第 5 条

投稿内容は基本的に診療所、病院間における連携を目的とした情報交換と情報共有とする。

投稿者は所属する医療機関ならびに氏名を投稿文に記載することとし、匿名での投稿は禁止する。

患者等個人が特定される情報内容の投稿は禁止する。

第 6 条

連携ML内に投稿された文章を投稿者の承諾なく医療機関外へ持ち出しすることを禁止する。

第 7 条

入会者として著しく品位を毀損する投稿、著しく秩序を乱す投稿等があった

場合は情報・企画・広報委員会ならびに地域ケア委員会権限においてこれを審議の上、理事会において裁定し、投稿者に注意勧告あるいはそれ以降の連携M Lの利用中止を裁定する。

〔その他〕

第8条

本利用規約は理事会において改定する。